

2022年1月～3月のコロナに対する輪番薬局体制について

- 第5波までの反省点を踏まえ下記のように分け、第6波に備えます。

COVID 自宅療養 (受付時間)

①月曜日から土曜日 9時-17時

②日曜日・祝日 9時-17時 輪番体制を構築する

COVID 経口治療薬配置薬局 (受付時間)

③12地区に少なくとも1薬局以上 24時間対応 (輪番体制も可)

地域において円滑に医薬品を供給する役割を担う

ホテル療養者の対応 (受付時間)

③月曜日から日曜日 9時-17時 輪番体制を構築する

COVID自宅療養

①月曜日から土曜日 9時-17時

背景

かかりつけ医がいない患者に対し、栃木県内を数名の医師で電話対応（輪番）、及び40名程度の医師で往診対応（地域ごと）をしています。（基本的に保健所からの連絡により医師が対応します）

- ・ 通常の開局時対応となるため、0410薬剤交付支援事業と10月からの調剤報酬（コロナ対応分）でご対応ください。
- ・ 保健所が対応できる薬局を探す際に時間がかかった反省から、事前にコロナ対応（配達）が可能な薬局を手上げ式で募集します。
- ・ 保健所・医師と相談の上、患者宅へお届けする時間帯を決めてください。
（患者状況によるため、都度相談）

COVID 自宅療養

②日曜日・祝日

9時-17時

背景

かかりつけ医がいない患者に対し、栃木県内を数名の医師で電話対応（輪番）、及び40名程度の医師で往診対応（地域ごと）をしています。（基本的に保健所からの連絡により医師が対応します）

- ・基本的にオンコール体制になります。薬剤が必要になった時は、開局して調剤し、患者宅まで届けてください。
- ・0410薬剤交付支援事業と、10月からの調剤報酬（コロナ対応分）でご対応ください。
- ・保健所が対応薬局を探す際に時間がかかった反省から、事前にコロナ対応ができる薬局を手上げ式で募集します。
- ・1日当たり2万円/薬局の手当ての予定です。
- ・延べ228薬局を募集いたします。(19日×12薬局)
なお、栃木県の新フェーズ2になった際は、1薬局を3薬局などに増やす予定です。
- ・患者宅へお届けする時間は、医師からの連絡後概ね3時間以内を目安にお願いします。
- ・協力薬局の中から輪番体制を組み、担当していただく日程を薬局に連絡いたします。

ホテル療養者の対応

③月曜日から日曜日 9時-17時

背景

コロナ療養者用のホテルが、県内数か所にあります。ホテル内で医薬品が必要になった時に、対応する薬局を準備します。

- ・ 薬局の定休日などはオンコール体制になります。薬剤が必要になった場合は、開局して調剤し、ホテル前（セーフティーゾーン）まで届けてください。
- ・ 0410薬剤交付支援事業と、10月からの調剤報酬（コロナ対応分）でご対応ください。
- ・ 保健所が対応薬局を探す際に時間がかかった反省から、事前にコロナ対応ができる薬局を手上げ式で募集します。
- ・ 日・祝を含む1週間当たり2万円～6万円/薬局の手当ての予定です。
(1週間の中に祝日3日間含む⇒6万円 日曜日と祝日1日含む⇒4万円 1週間に日曜日のみ⇒2万円)
- ・ 延べ84薬局を募集いたします。
- ・ 協力薬局の中から輪番体制を組み、担当していただく日程を当該薬局に連絡いたします。
- ・ 療養施設から概ね車で10分程度の薬局から選定予定です。

その他

- ・ 県内の感染状況により、開始時期や終了時期、輪番体制等が変更されることがあります。
- ・ 基本的に、患者宅へのお届けになります。（家族なども陽性疑いの可能性が高く、来局できないため）
- ・ 感染対策を行ったうえで臨んでください。
- ・ 協力薬局の中から、輪番制でリストを作成し、医師会・行政などと共有いたします。
- ・ 17時以降の夜間対応については、CoV経口治療薬対応薬局で対応予定です。
- ・ 平日土曜の営業時間内は薬局から外出できないことも考えられるため、患者宅へお届けする目安時間については、都度調整をお願いいたします。
- ・ 今回の募集は、1月から3月分になります。
- ・ この事業でコロナ陽性者に使用する薬剤は、別紙のとおりです。
- ・ 処方箋はFAXで送付され、処方箋原本は後日送付されます。

Q&A

① 近隣のかかりつけ医からコロナ陽性患者の薬について連絡が来ました。この場合は、リストの薬局を紹介するのですか？

→ 通常のかかりつけの患者さんに対しては、普段お薬をお渡ししているかかりつけ薬剤師がいる薬局でご対応願います。

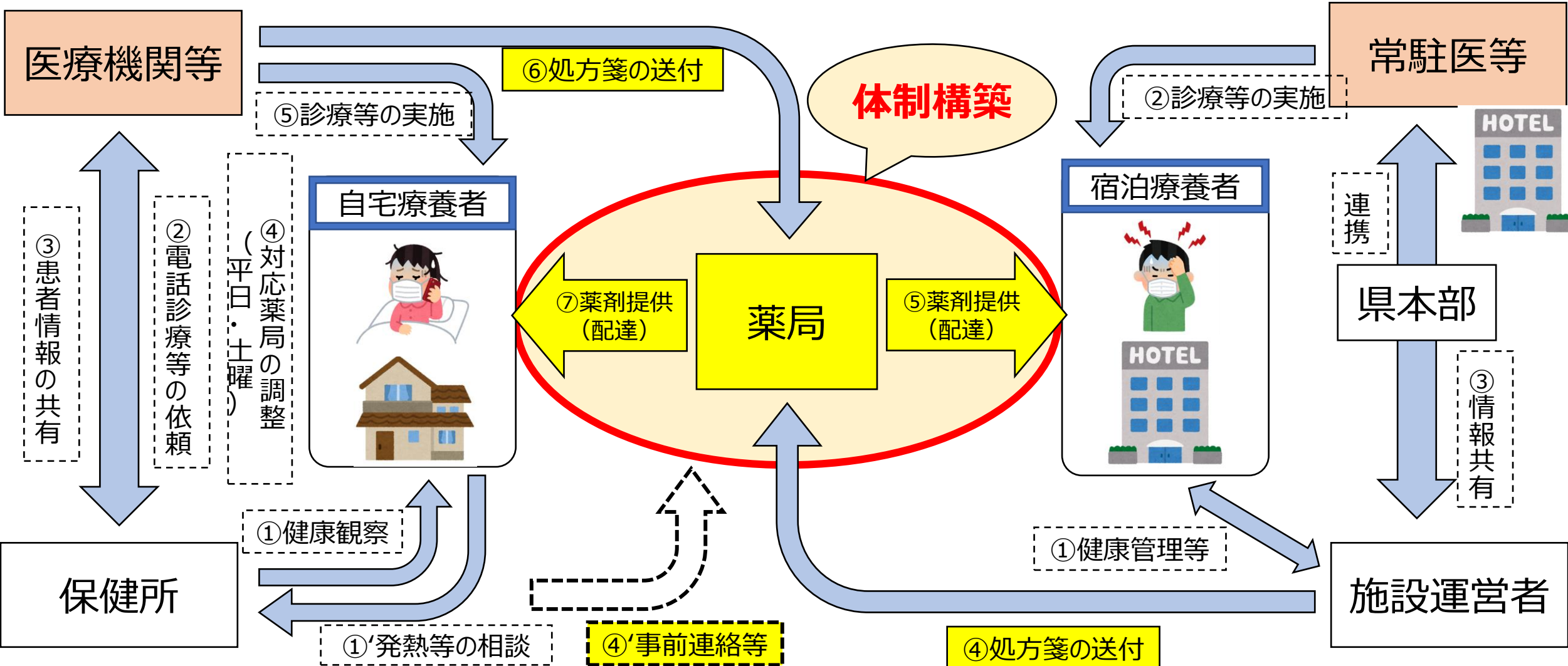
(0410対応等)

今回の体制整備は、保健所の健康観察による体調変化などにより薬が必要になった時の体制構築になります。

自宅・宿泊療養者等への薬剤提供体制の構築について

電話診療・往診※等

宿泊療養施設



※電話診療：当番医（1名体制で1週間毎交代）が県内全域を担当。

※往診：主に郡市単位で往診医が各地域を担当。

第6波に向けた体制イメージ図

薬剤処方体制	平日土曜 (概ね9:00~17:00)	日曜祝日 (概ね9:00~17:00)	全日(夜間)
電話診療	通常対応 ※患者宅へ配達	<u>手上げ薬局による輪番制</u> で 対応 ※患者宅へ配達	配達対応不可
往診診療			
宿泊療養	<u>付近の薬局が輪番制</u> で対応 ※宿泊施設へ配達		

※電話診療が9:00~17:00のため、17:00頃までに受付けた薬剤はその日のうちに配達を完了すること。
 ※医師からの連絡後の配達完了時間：平日土曜は都度相談、日曜祝日は概ね3時間以内を目安とする。